

改正卸売市場法に定めのない遵守事項（その他の取引ルール）について

事項		内容		理由
1	第三者販売	実績報告	・卸売業者は、仲卸業者・売買参加者以外の者への卸売結果を市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。
		せり・入札の規制	・卸売業者は、せり売により卸売を行う場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。	・せり・入札には資力・信用、専門知識が必要であるため。
2	商物分離	実績報告	・卸売業者は、卸売市場に搬入しない物品の卸売結果を市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。
3	直荷引き	実績報告	・仲卸業者は、卸売業者以外からの買い入れの結果を市長に報告しなければならない。	・取引状況把握のため。
4	取引の単位	重量単位の取引	・市場における取引の単位は、重量による。	・取引状況の把握及び円滑な取引の確保のため。
5	売買取引の結果等の市長への報告等	予定数量・実績報告	<p>・卸売業者は、以下の事項について市長に報告しなければならない。</p> <p>①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日）</p> <p>②主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場日）</p> <p>③品目ごとの数量・卸売金額（毎月）</p> <p>④奨励金等の交付先・交付額</p>	・取引状況把握のため。
6	卸売の記録の提出	販売原票の作成	・卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに品目、等級、せり売等に係る価格及び数量等を記載した販売原票を作成しなければならない。	・取引状況把握のため。
7	有害物品の売買禁止	売買の禁止等	<p>・市場において、衛生上有害な物品を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその搬出を命ずることができる。</p>	・市場における安全・安心を確保するため。

事項		内容		理由
8	売買取引の制限	談合その他不正な行為	・市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。	・市場における公正な取引を確保するため。
9	決済の確保	残高試算表の提出	・市長は、必要と認めるときは、卸売業者に対し、残高試算表を提出させることができる。	・卸売業者の財務の状況を把握するため。
10	せり人の登録等	せり人の選任・届出・登録	・卸売業者は自らせり人を選任する。 ・卸売業者からの届出に基づき、市長がせり人を登録する。	・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
		登録証の携帯等	・せり人は、せり売の業務に従事するときは、登録証を携帯し、記章を着用する。	・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
11	仲卸業者の事業報告書の提出	事業報告書の作成・提出期限	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度終了後90日以内に市長に提出しなければならない。	・仲卸業者の財務の状況等を把握するため。
12	休開場日	開場の期日	・次に掲げる休日を除き、毎日開場する。 ①日曜日（食肉以外は、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）・祝日 ②12月31日（食肉に限り12月30日）から翌年1月4日まで ・市長は、消費者及び出荷者等の利益を確保するために特に必要があると認めるときは、休日に開場日を定めることができる。	・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
		市場休業日	・市長は、消費者及び出荷者等の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に休業日を定めることができる。	・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。

事項		内容		理由
13	品質管理	物品の品質管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定める。 ①施設における生鮮食料品等の取扱品目 ②施設内の設定温度及び温度管理に関する事項 ③品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 ④その他卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の高度化を図るために必要な事項 ・ 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、市長が定める方法により、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における適正な品質管理を確保するため。
14	卸売業者の許可	許可の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・ 市場、部類ごとに許可を行う。 ・ 以下に該当する場合は許可しない。 ①法人でないとき ②市場法による罰金刑から3年以内であるとき ③許可取消から3年以内であるとき ④役員に破産者で復権を得ない者等が含まれるとき ⑤適確に卸売の業務を遂行できる知識・経験がないと認められるとき ⑥純資産額が基準額を下回るとき ⑦卸売の業務の事業計画が適切でない・その遂行が確実と認められないとき ⑧行おうとする卸売の業務が暴力団の利益になるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
		純資産額の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者は、定期的に純資産額の報告を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者の財務の状況を把握するため。

事項		内容		理由
15	仲卸業者の認定	認定の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の認定を受けなければならない。 ・ 市場、部類ごとに認定を行う。 ・ 以下に該当する場合は認定しない。 ①破産者で復権を得ない者であるとき ②市場法による罰金刑から3年以内であるとき ③認定取消から3年以内であるとき ④適確に仲卸の業務を遂行できる知識・経験・資力信用がないと認められるとき ⑤卸との兼業、卸・仲卸との役員・使用人との兼務をしているとき ⑥法人の役員が①・②・③・⑤に該当するとき ⑦仲卸の業務の事業計画が適切でない・その遂行が確実と認められないとき ⑧行おうとする仲卸の業務が暴力団の利益になるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序維持のため。
16	売買参加者の認定	認定の基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買参加者になろうとする者は、市長の認定を受けなければならない。 ・ 市場、部類ごとに認定を行う。 ・ 以下に該当する場合は認定しない。 ① 破産者で復権を得ない者であるとき ② 認定取消から1年以内であるとき ③ 卸売の相手方として必要な知識・経験・資力信用がないと認められるとき ④ 卸・仲卸業者との兼業、卸・仲卸業者の役員・使用人との兼務をしているとき ⑤ 市場の適正取引・健全運営確保のため不適當であると認められるとき ⑥ 法人の役員が①・②・④・⑤に該当するとき ⑦ 行おうとする売買参加の業務が暴力団の利益になるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。

事項		内容		理由
17	せり・入札による取引の割合等（南港市場の食肉部のみ）	せり・入札の割合を定める物品	・卸売業者は、牛の枝肉、豚の枝肉（生体搬入のものに限る。）の一定割合を、せり又は入札により卸売しなければならない。	・市場における適正な価格形成を確保するため。
		相対取引の承認	・上記の一定割合に相当する部分の取引をせり又は入札の方法によることが著しく不適當であると市長が認めて承認したときは、相対の方法によることができる。	・市場における適正な価格形成を確保するため。